

働きかけ記録票

教育委員会		教育長	教育次長	教育次長	教育長・次長に口頭陳述( )
		幼保支援課長 (印)	課長補佐 (佐藤)	班長 (印)	
受付日時	平成15年9月22日 15時45分				
受付方法及び場所	□面談(場所: ) □電話(場所: 幼保支援課 ) □その他( )				
相手方	住所 高知市福井町 氏名等 高知市議会議員 高橋 徹 氏				
対応職員	所属 幼保支援課 職 主査 職 職 氏名 津野哲生 氏名 氏名				
働きかけの内容	件名 [ ]と住宅との境界の植木について				
	[ ]の北側住宅との境の植木 住宅敷地内に植木からの落葉が落ちてくるなど迷惑している。 地元から幼稚園に対し申し入れをしたが、対処してくれる様子がない。 幼保支援課から指導してほしい。 幼稚園に対してどこまで指導できるのか検討して、対応してほしい。 後日こちらからTELするので、結果を教えてください。				
対応方針	(1) 幼稚園に対し事実関係を確認。 (2) 事実であれば、地元から苦情があったことを伝え、対応をお願いする。				
対応結果	(1) 平成15年9月26日(金) 山崎幼保・家庭教育班長・村田指導主事の2名で、[ ]を訪問し、過去の経緯や事実関係及び現場を確認。 対応者: 学校法人[ ] 理事長 [ ] [ ] 長 [ ] [ ] 支配人 [ ] 他1				

対応結果	<p>&lt;過去の経緯及び事実確認&gt;</p> <p>[ ]は、[ ]場所に設置されており、特に[ ]のもの、鬱蒼とした木々で覆われている。かなり大きな木々で、境界のフェンスを越え隣接する住宅側に枝を伸ばした状態である。</p> <p>以前にも、同市議より申し入れがあり、園としては北側面の木々を伐採することも検討したが、その場合、園の風塵や騒音など他の問題も生じるため、取りあえず、北側面の枝を落とした。(H15. 4/3) それ以降は、苦情は特にない。</p> <p style="text-align: right;">平成15年9月26日 対応結果報告</p>
	<p>&lt;県の対応&gt;</p> <p>事実確認をしたうえで、地域との連携という観点からも、日頃から地域住民の方々とは、十分にコミュニケーションを取っていただきたい、また、今回の件についても行政からの指導ということではなく、園と住民の話し合いにより解決していただくことが望ましいと伝える。</p> <p>&lt;園の今後の対応&gt;</p> <p>早速、北側の木の枝を切る作業を行う。( [ ]理事長)</p> <p>また、今後そのような苦情は直接園に申し入れていただくようお願いしてほしい。</p>

又、上記の経緯について10.23に月夜来職を依頼し、

小中学校教育長 課長補佐 班長 係

### 働きかけ記録票

教育委員会	教育長 小中学校長 課長補佐 教育次長 教育次長	教育長 小中学校長 課長補佐 教育次長 教育次長	教育長 小中学校長 課長補佐 教育次長 教育次長	教育長 小中学校長 課長補佐 教育次長 教育次長	教育長 小中学校長 課長補佐 教育次長 教育次長
受付日時	平成15年 9月 22日 10時11分～ 12時25分				
受付方法及び場所	☑面談(場所:西庁舎地下会議室) ☐電話(場所: )				
相手方	住所 [REDACTED] 氏名等 [REDACTED]				
対応職員	所属 小中学校課	職 管理主事	職 氏名	氏名	氏名
働きかけの内容	<p>中学校の生徒指導について、いきすぎた行為を受けた保護者より</p> <p>○ 叫いたことは事実であるが、保護者、子どもとも指導上のことであると考えている。このことによって、すぐに処分ということではなく、穏便な処理をお願いしたい。</p> <p>○ 来年度、当該教諭が異動になった場合、このことによって異動させられたと考えるので、異動についても配慮願いたい。</p> <p>これを受けて籍和人事班長より、体罰を容認する保護者の考え方が当該教諭の行動等に何らかの悪い影響を与えているのではないかと。保護者も一緒に考えて欲しい。処分するべき案件なのか今後検討していくこと。今後も学校・教員・保護者が協力してやって欲しい旨を伝達。</p>				
対応方針	<p>保護者の苦情として承知した。</p> <p>こう言った案件は個別に内容を検討する問題であり、結果(処分の有無)については、個人に帰する問題であるので、回答として伝えることはできず旨を説明した。</p>				
対応結果	<p>本件処理については、相手方に対し当方で適正な判断を行う旨を伝え了解を得ているので、相手方の内容についても回答を行わずに済ませた。</p> <p>尚、事案については、権威をかりに左右されることによく適正に処理を行った。</p> <p style="text-align: right;">H15.10.</p>				

平成15年9月27日 対応結果報告

教1

15.10.3 教育政策課提出済

働きかけ記録票



知事	副知事	出納長			
所長	次長	技術次長	維持管理課長	維持管理第二班長	工務第二班長
受付日時	平成15年 9月29日(月) 11時20分 ~ 11時40分				
受付方法及び場所	☑面談(場所:伊野土木事務所) ☐電話(場所: ) ☐その他( )				
相手方	住所 土佐市新居立石170-12 氏名等 森田 英二 (高知県議会議員)				
対応職員	所属:伊野土木事務所 職:工務第一課長 職: 職: 氏名 青木 幹夫 氏名 氏名				
働きかけの内容	件名:河川に堆積している土砂の浚渫要望				
	地元の部落長や土木委員から要望があったので、取り次いで要望するが、土佐市波介の波介川支川神母谷川で、宇佐八幡宮から上流区間に土砂が堆積している。地元も土砂は河川外に搬出しなくても、突き均して河川断面が均一になれば良いと言っており、事業費は少ななくてすむと思うので、対応して欲しい。また、今年出来ないのであれば、来年度の実施箇所の一つとしてカウントをお願いしたい。				
対応方針	河川の浚渫要望箇所は多く、限られた事業費では全て対応出来ないのが実情である。そのため要望箇所は現地調査等を行い、浚渫の必要度が高いと判断出来る箇所から随時実施している。本箇所も現地調査等を行い浚渫の必要度が高ければ、早期の浚渫を検討していきたい。				
対応結果	県が限られた予算の中で、優先度の高い順から浚渫を行っている事情については、理解はしているということでもあり、本箇所も現地調査等を行い県の判断で対応することで了解を得た。  【最終報告】 「10月7日に地元の人達と現地で立会し要望を確認した。浚渫については、現在までの要望箇所と実施状況を説明し、事業費と必要度に基づいて適宜実施していくので、少し待って欲しいとお願いし了解を得た」と報告したところ「それで結構です」との返事とお礼の言葉を言われた。(10月9日電話で)				
	平成15年10月9日 対応結果報告				

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長			土木総務課長	総務班長
供	所	次	技	土	課	班
寛	長	術	木	長	長	長
受付日時	H15年10月31日 15時5分~15時7分					
受付方法及び場所	☑面談(場所:土佐清水土木事務所) ☐電話(場所: ) ☐その他( )					
相手方	住所 土佐清水市下ノ加江211-17 氏名等 横山 浩一 (土佐清水市議会議員)					
対応職員	所属 土佐清水土木事務所 職 河港第一班長 職 主幹 職 氏名 国見 光生 氏名 川村 俊二 氏名					
働きかけの内容	件名 河川への斜路設置の要望					
	久百々川河川災害復旧工事(15災第1055号)復旧区間内において、河原に下りられる斜路の設置要望。					
対応方針	人が降りられる程度の斜路を設置する方針。					
対応結果	人が降りられる程度の斜路を設置する方針で回答					
	平成15年10月31日 対応結果報告					

働きかけ記録票

室戸土木事務所

知事	副知事	出納長			副知事	土木部長	総務部長
所長	次長	技術次長	工務課長	用地管理課長	河床第一班長	決裁日	起案日
						H15.9.24	H15.9.24
受付日時	平成15年9月22日 9時00分～11時00分						
受付方法及び場所	■面談(場所:室戸市吉良川町日南(東の川の現場)) □電話(場所: ) □その他( )						
相手方	住所 糸ヶ崎 氏名等: 植田社一郎、日南地区常会長他9名						
対応職員	所属 室戸土木事務所 職 工務課長 氏名 木原 康博			所属 室戸市役所 職 農林課 氏名 弘田敦志 池田班長他1名			
働きかけの内容	件名 東の川(日南地区)の河床掘削等について ① 日南地区下流域の河床掘削及び用水路の整備 堰(巨石等を積み上げた簡易な堰)から上流に土砂が堆積し、右岸側の耕地や家屋に被害を受けているため、堆積土砂の掘削を要望した。と受けた。 また、この堰からは十分に取水できないため、上流左岸側の田からの余り水をパイプで下流の用水路まで繋いでいるが、上流左岸側の余り水や近くの谷からの水を取水できるように、新たに用水路等の整備を要望した。なお、新たな用水路ができれば取水堰は必要ない旨の話をした。 ② 日南地区中流域の左支川(市管理)の流路工の整備 小さな溪流であり、市道から山側は流路が明確であるが市道から東の川までは流路がないため、流路工の整備を要望した。と受けた。 また、上流域に地山工事を要望した。と受けた。 ③ 日南地区上流域の河床掘削及び護岸の整備 河床に堆積した土砂の掘削及び護岸(石積)欠所の復旧を要望した。と受けた。						
対応方針	① 現時点で河床掘削すると、堰から取水できなくなるため、新たな取水方法が決定した段階で検討する。 河床掘削は県が対応し、用水路等は市が対応する。 ② 市が対応する。 ③ 県が次の出水時に供養復旧事業に申請する。 公営管理において、現時点での内容は、拡大すれば対応する。						
対応結果	面談当日、上記の対応方針を述べた。 平成15年9月22日 対応結果報告						

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長					
		所長	課長	総括			
受付日時	15年9月22日 10時10分～10時57分						
受付方法及び場所	□面談(場所:永瀬ダム管理事務所) □電話(場所: ) □その他( )						
相手方	住所 香美郡物部村仙頭1,351 氏名等 物部村議会議員 坂本 節						
対応職員	所属 南国土木事務所永瀬ダム管理事務所 職 所長 氏名 百田 瑛			職 管理課長 氏名 秋友一男 氏名			
働きかけの内容	件名 働きかけ 先方 ・ダム湛水区域を埋立し、公共の残土処理場を建設し跡地の有効利用を図りたい。 ・これに伴い安芸物部線(高尾地区)の線形を是正し、国道195号へのアプローチを良くして安全な道路としたい。 ・平成7年頃ダム所長と協議した時は、埋立分と相殺できる量を湛水区域より掘削すればダムとして協力できる可能性があるとのことであった。 ・道路改良に関しては、頓定・浦山部落の合併条件である。 永瀬ダム管理事務所 ・永瀬ダムの考えのみでは判断できないので、河川管理課と協議をしていきます。 ・道路改良については、南国土木への協議になると思いますが、まずダムに埋立が出来るかどうかが先決であるので、関係機関と協議し決定していきます。						
対応方針	・物部村は現在残土処理場(頓定川の埋立)計画は白紙であり、埋立を実施するには実施計画書(測量・構造物の計画・計算書等)を事業主体である物部村より提出してもらい、その計画書により判断する。 ・湛水区域内の一部に埋立をし公共施設をつくる場合、原則的な考えとして埋立容量に相当する容量を他の湛水箇所より確保すればよいかどうか確認をする必要がある。 ・道路改良に関しては分担外であるので、上記の件が了となれば道路担当分野に協議するよう伝えます						
対応結果	・湛水区域内の一部に埋立をし公共施設をつくる場合、原則的な考えとして埋立容量に相当する容量を他の湛水箇所より地山量(堆積分は除く)で確保すれば施行は可能です。 ・埋立を実施するには、実施計画(測量・構造物・計算書等)を事業主体である物部村より提出してもらい、その計画書により判断させていただきます。 ・道路改良に関しては、道路担当分野に報告しておきます。 ・回答日時9月30日13:10～13:40 回答方法 面談 ・回答 ) 百田 瑛						

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長				課長 補佐 主任 係長 係長
						山内 大野 細見
受付日時	15年 9月 17日 10時 50分～ 11時 40分					
受付方法及び場所	<input checked="" type="checkbox"/> 面談 (場所: ) <input type="checkbox"/> 電話 (場所: ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (複数回に渡り電話あり)					
相手方	住所: 氏名等: 氏					
対応職員	所属 道路計画課		所属 環境保全課			
	職 職高速度道路班長		職 職主幹		職 職主幹	
	氏名 山内 健		氏名 大野 栄一		氏名 細見 卓司	
働きかけの内容	件名 高知自動車道四車線化工事にともなう、家屋移転要求 日本道路公団施行の高知自動車道四車線化工事により、住環境が悪化したため家屋の移転をしたいので移転補償について、道路公団へ口添えを依頼してきたもの。 標記、工事による騒音、排気ガス、供用線からの排気ガス、粉塵のため、この場所は、生活できる環境でない。道路公団と話しを持つことは、腹が立って話にならないので、県から話をしてもらいたい。 この場所へ移転してきたのも、駅高架事業で立ち退きになり、県に紹介してもらって移った。 上記のとおり、移転し、仮設の住居も借りて行きたい。 →県からは、道路公団に対し、現状、さんの話を伝えるだけとなる。 道路公団は、さんに対し移転補償費は、払えないと3度 回答している。(H15,2,26, H15,5,7, H15,9,24) 県に対し、再三、電話があるが県からは、回答することはない。 現地の公害状況は、公団の資料からは、規制値を越えるものではなく、粉塵についても公団にて成分分析を行い公団よりさんに結果を説明済み。					
対応結果	県からは、道路公団に対し、さんの申し出を伝えるだけであり、さんから連絡があるたびに、道路公団に内容を伝えており、今回の件を9月17日に、山内、大野、細見が、道路公団 高知工事事務所に行き、内山芳治 南国工事長に伝えた。 平成15年9月17日 対応結果報告					

働きかけ記録票

室戸土木事務所

知事	副知事	出納長			土木監督課長 総務班長			
					山崎	清田	門田	
所長	次長	技術次長	工務課長	用地管理課長	道路課長	決裁日	起案日	起案者
山本	山本	山本	山本		川竹	H15.10.15	H15.10.15	山本
受付日時	平成15年10月15日(水) 午前10時00分～午前10時30分							
受付方法及び場所	<input checked="" type="checkbox"/> 面談 (場所: 室戸土木事務所所長室) <input type="checkbox"/> 電話 (場所: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
相手方	住所 室戸市羽根町乙 3209 氏名等 室戸市議会議員 林 竹松							
対応職員	所属 室戸土木事務所		職 職 所長		職 職 次長			
	氏名 山本 深		氏名 白石 文広					
働きかけの内容	件名 羽根坂本海岸人工リーフについて。 室戸市羽根町の羽根坂本海岸について、3基目の人工リーフ設置を要望しに来所したものの、 同海岸は、現在2基目の人工リーフを建設中で平成15年度に完成予定であるが、1基目と2基目の人工リーフの間が300mほど離れており、台風時、その間を波が抜け海岸堤をも越えてくるとの訴えである。 海岸課へも3基目の要望書を提出しているが、来年度、事業採択が困難な見通しであるためたびたび事務所へ要望に訪れているものである。							
対応方針	来年度以降、深淺測量等を実施して、現在の人工リーフの効果を計る。							
対応結果	上記対応方針を説明する。 平成15年10月15日 対応結果報告 回答日時: 平成15年10月15日 回答方法: 口頭 回答職員: 所長 山本深							

働きかけ記録票 (案)

知事	副知事	出納長			
受付日時	15年 9月10日 17時00分～ 17時07分				
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談(場所: ) <input type="checkbox"/> 電話(場所: 所長室 ) <input type="checkbox"/> その他( )				
相手方	住所 氏名等 北方領土返還運動の全国の役員				
担当職員	所属 伊野土木事務所 職 所長 職 氏名 氏名 氏名 入交 栄造 氏名 氏名				
働きかけの内容	件名 「北方領土と昭和史」の購入について 10月から北方四島の支援活動を再開することになり、全国規模で返還運動の声を高めるために、「北方領土と昭和史」という記念の本を作った。高知もだいぶん割り当てが来ている。1冊4万5000円だ。買ってくれないか。(断ると)個人的にも買えないか。				
対応方針	土木部の「申し合わせ」により購入しない。				
対応結果	H15、9、10「土木部の申し合わせにより購入できません」と言ってお断りした。その後なし。				

平成15年9月11日 対応表 告

部長 副部長  
働きかけ記録票

土木部長 総務部長



知事	副知事	出納長			所長	次長	技術次長	道路維持管理課長
受付日時	15年 9月11日 15時35分～ 15時40分							
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談(場所: ) <input checked="" type="checkbox"/> 電話(場所: 高知土木事務所 ) <input type="checkbox"/> その他( )							
相手方	住所 県議会 日本共産党と緑心会控室 氏名等 牧 義信							
対応職員	所属 高知土木事務所 職 工務第一班長 職 氏名 氏名 氏名 清藤 昌彦 氏名 氏名							
働きかけの内容	件名 道路側溝の掃除 県道：春野赤岡線、mほどの氏( )からの要望で、近くの不燃物やゴミの収集場所となっている付近の側溝に草が生えている状態で機能しておらず、昨今の雨で水浸しとなり歩けない状態になるので、早急に対応してほしいとのこと。状況を調査し、報告してほしいとのこと。							
対応方針	道路維持補修班で調査し、対応を検討。							
対応結果	氏立会いのもと現地確認する。現道下に下水本管があり、それとのつなぎの集水マスは詰まっていない。しかし側溝周辺の駐車場(保安林)は未舗装で、その土が主に流入しており、通水断面の8割程度も埋まり、流れにくくなっている。特にひどいL=90mを清掃するよう、管理者(松都市美粧建設)に手配する。 (道路維持管理班の池上がpml40ころ牧県議に連絡するも不在のため、伝言を依頼する。)							

平成15年9月16日 対応結果報告



働きかけ記録票

知事	副知事	出納長			
用地管理課長	課長補佐	班長			
受付日時	平成15年9月11日 16時30分～ 時 分				
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談(場所:土木部長室) <input type="checkbox"/> 電話(場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )				
相手方	住所 氏名等 谷本敏明(高知県議会議員)				
対応職員	所属 土木部 職 部長 職 副部長 職 用地管理課長 職 国有財産班長 氏名 見波 潔 氏名 小倉 倍男 氏名 高橋 義一 氏名 大野 和博 他				
働きかけの内容	件名 農道の用途廃止申請について				
	<p>裁判において、建物のうち農道に存する部分を収去して農道を明け渡せとの判決を受けた者が、農道の用途廃止申請を行い、払い下げを希望しているが、その行為は判決文と矛盾するのではないか。</p> <p>地元での公共事業等にも協力しない者がそのような行為を行って県は応じるのか。</p> <p>用途廃止を容認することは、今後の事業にも支障をきたす恐れがある。できることなら処分決定を遅ばしてもらえないか。</p>				
対応方針	<p>当該農道の用途廃止申請は土木事務所を経由して、用地管理課へあがって来ている。</p> <p>用途廃止の手続きについては、法務局や財務事務所と協議を重ね、判決文と矛盾しないとの回答を得ている。農道は現在、機能を有しておらず、申請に書類上の不備がないようであれば所定の事務処理により用途廃止を行う。</p>				
対応結果	<p>申請書に不備があったので平成15年10月14日に用途廃止を行わない。</p> <p>用地管理課長 課長補佐 班長</p> <p>平成15年10月14日 対応結果報告</p>				

働きかけ記録票

室戸土木事務所

知事	副知事	出納長			
所長	次長	技術次長	工務課長	用地管理課長	決裁日 起案日 起案者
受付日時	平成15年9月10日 13時30分～15時00分				
受付方法及び場所	<input checked="" type="checkbox"/> 面談(場所:室戸土木事務所4階会議室) <input type="checkbox"/> 電話(場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )				
相手方	住所 室戸市吉良川町乙2991 氏名等 次山 保太郎ほか9名				
対応職員	所属 室戸土木事務所 職 所長 職 次長 職 技術次長 氏名 山本 潔 氏名 白石 文広 氏名 長谷部 和英				
働きかけの内容	件名 マルナカ室戸店の出店計画に関して				
	<p>マルナカ室戸店出店に伴う開発許可申請の件で来所(H15.6.10)して以来、6月2回、7月2回、8月1回当事務所を訪問し、県道椎名室戸線の渋滞問題を提起し、現状での出店には反対との立場から要望を繰り返してきた。本日は本人他9名で来所し、8月21日に出された大規模小売店舗立地法に伴う知事意見書を提示して土木事務所の見解を求めた。(H15.8.29付け、高知県告示第518号)</p> <p>また、開発許可申請区域外にある土地(右折車線設置のためマルナカが買収したと思われる土地)と青線及び堤との境界事案を提起した。</p>				
対応方針	<p>(1)開発許可申請に伴う交通問題については、大規模小売店舗立地法に伴う知事意見書(H15.8.29付け、高知県告示第518号)の内容を充分踏まえ、開発許可申請が出された時点で慎重に審査する。</p> <p>(2)青線等の事案については、開発許可との関係が出てきたときに、境界確定を行う。</p>				
対応結果	面談当日、上記の対応方針を述べた。				
	平成15年9月10日 対応結果報告				

働きかけ記録票

室戸土木事務所

知事	副知事	出納長	土木部長 副部長 土木課長 総務課長				
所長	次長	技術次長	工務課長	用地管理課長	決定日	起案日	起案者
					H15.9.17	H15.9.3	鳥
受付日時	平成15年9月3日午前10時00分～午前11時20分						
受付方法及び場所	☑面談(場所:室戸土木事務所所長室) ☐電話(場所: ) ☐その他( )						
相手方	住所: [REDACTED] 氏名等: [REDACTED] 代表取締役 [REDACTED]						
対応職員	所属 室戸土木事務所 職 所長 職 次長 職 用地管理課長 氏名 山本 潔 氏名 白石 文広 氏名 西村 昭						
働きかけの内容	件名 [REDACTED]所有地の違法採掘について [REDACTED]及び[REDACTED]の[REDACTED] [REDACTED]所有地について、同社が平成6年より同地において違法採掘していることについて調査が行われているかの確認に来所したもので、 本件は、平成13年10月9日付で相手方より「同社の違法採取についての考え方を書面で回答されたし」との要求があったもので、相手方はその後たびたび当事務所を訪問して、同様の趣旨の要求を行ってきた。 本年6月12日相手方が土木事務所を訪問し、同所有地の違法採掘を訴えた際、現地調査を約束していたものである。						
対応方針	(1) 平成15年8月21日商工振興課、室戸土木事務所、[REDACTED]立会のもと、現地調査をしたので、報告書にまとめる。 (2) 元の地盤線を把握するため、旧所有者等からの聞き取りや森林基本図等の追加調査を行うとともに、今後、現在の地盤線の測量を行い、それに基づき、適切な指導を行っていく。						
対応結果	(1) 8月21日現地調査の結果及び追加調査の結果を相手方に書面で行う。 平成 年 月 日 対応結果報告						

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長			
用地管理課長 課長補佐 課長					
受付日時	平成15年9月10日 13時35分～ 時 分				
受付方法及び場所	☐面談(場所:議会事務局 議員控入室) ☐電話(場所: ) ☐その他( )				
相手方	住所 氏名等 谷本敏明(高知県議会議員)				
対応職員	所属 用地管理課 職 課長補佐 職 国有財産班長 職 主事 氏名 伊吹 清英 氏名 大野 和博 氏名 北村 友一				
働きかけの内容	件名 農道の用途廃止申請について 裁判において、建物のうち農道に存する部分を収去して農道を明け渡せとの判決を受けた者が、農道の用途廃止申請を行い、払い下げを希望しているが、その行為は判決文と矛盾するのではないか。 地元での公共事業等にも協力しない者がそのような行為を行って県は応じるのか。 用途廃止を容認することは、今後の事業にも支障をきたす恐れがある。できることなら処分決定を遅延してもらえないか。 担当で判断がつかないようであれば、知事・土木部長にも話しをする。 このような国有財産について議会で取り上げる事も考えている。				
対応方針	当該農道の用途廃止申請は土木事務所を経由して、用地管理課へあがって来ている。 用途廃止の手続きについては、法務局や財務事務所と協議を重ね、判決文と矛盾しないとの回答を得ている。農道は現在、機能を有しておらず、申請に書類上の不備がないようであれば所定の事務処理により用途廃止を行う。				
対応結果	申請書に不備があったので平成15年10月4日に用途廃止を行なった。 用地管理課長 課長補佐 出長 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 平成15年10月2日 対応結果報告				

(別添)

働きかけの内容

背景： 都市公園内への便益施設として自動販売機設置申請があった際、設置許可基準が明確化されていないため、設置主体・設置機種・設置場所等について基準づくりの検討を課内で行っていた。同協議会からたまたま申請があったため、機種をバリアフリータイプ、省エネタイプ、景観対応型（色：グレイッシュベージュ）のものにできないかどうか、申請者に相談するよう経由機関である伊野土木事務所に連絡してあった。

石川氏：① こういうタイプでなければ許可できないと、都市計画課が言っていると伊野土木から聞いた。  
② 機種について法律で定められているのか、国の通知があるのか。  
③ こういう基準について知事や副知事、部長は承知しているのか。こんな話は聞いていない。  
④ 色について、どうして茶色が景観に配慮した型なのか。納得できる説明をしろ。  
⑤ 私は部落解放同盟の春日町の責任者である。地区の雇用対策を行うため春日運動公園に自動販売機を置いている。1時30分に県庁に行くので部長、副部長、課長から納得できる説明を求める。みんなで押し掛ける。

横田：① 許可できないといっているのではなく、そういうタイプで設置できないかどうか申請者に相談してみてくださいと伊野土木には伝えただ。  
② 法的な根拠や国の通知はない。自販機の設置について設置基準を検討しているなかで考えたものだ。  
③ 課内の検討段階であるので、上には説明していない。検討段階でたまたま申請があったので、そういうタイプを設置できないか相談してみようということだ。  
④ 色については日本自動販売機工業会が、景観に配慮した推奨色を定めている。それをそのまま適用できないか考えたものである。  
⑤ 本庁から離れた場所から電話しており、部長以下の日程が分からないので確約できない。

石川氏：① そうは聞いていない。申請自体も暮れに出しているのにどうしたことか。  
② 何の根拠もないものを押しつけていいのか。バリアフリーと省エネについては理解できるので協力しなければならぬと考えている。  
③ 果が判断するときは、知事まで承知しておき、我々がだれに聞いても納得できる説明ができるようにするのが本筋でないか。  
④ 色については、なぜ茶色なのか。自販機工業会が何か知らないが、私がバンダ一屋に聞くと「屋外用と屋内用を取り違えているのでは」、と言っていた。屋内では確かに見たことがある。設置実績はどのくらいあるのか調べているのか。  
⑤ 夕方からならどうか。深夜まで納得できる説明を聞かせてもらおう。課長はいるのか。

横田：① 「暮れ」が理解できないが、申請書自体は8月23日に受け付けている。このタイプでなければ許可できないというように伝わっているとしたら、伝え方がまずかったと反省している。  
② 自販機設置について判断基準が必要と考えており、県だけで勝手に決めるものではなく、現場の土木事務所や自販機を置いている方々の意見を聞くのはもちろんである。また、仮にこういう基準ができたとしても直ちに全ての自販機を転換するものではなく、例えば3年に一度の許可更新時期にあわせて徐々に転換していくことが考えられる。  
③ まだ、課内での検討段階であるので上には相談していない。  
④ 調べていない。屋外では京都に設置事例があるということを知っている。  
⑤ 部長等の日程は分からない。課長も自分も午後は予定が入っている。

石川氏：④ 色についての根拠を自販機工業会に聴き今日中に連絡してくれ。  
横田：④ 承知した。

働きかけ記録票

建設管理課	課長	補佐	班長		伊野
土木企画課	課長	主任企画員	チーフ		伊野
受付日時	平成15年9月4日 16時15分～ 17時00分				
受付方法及び場所	■面談（場所：県議会自民党控室）□電話（場所：） □その他（）				
相手方	県議会 植田壮一郎議員 株式会社 タケナカ 代表取締役 竹中幸一さん				
対応職員	所属 土木企画課 職 課長 氏名 桑名正博		所属 建設管理課 職 主幹 氏名 中島和行		
働きかけの内容	件名 建設機械の排ガス浄化装置について				
	<p>1. 株式会社タケナカは、ヒノキオイルを利用したジーゼルエンジンの排ガス浄化装置を開発し、製造した。</p> <p>2. この装置の活用は、ヒノキの間伐材から抽出されるオイルを使うことから、高知県の森林の整備に寄与するとともに、地場産業の振興に寄与する。</p> <p>3. そこで、高知県がこの装置を独自に認証し、公共工事で活用してもらいたい。</p> <p>4. 本日は、建設機械の排ガス規制の内容について県から説明を受けたいことと、排ガス浄化装置の詳しい説明のために訪問した。</p> <p>5. 県は建設機械の排ガス規制の内容を説明するとともに、排ガス装置の詳しい説明を受けた。</p>				
対応方針	1. 県が独自の認証を行なうために必要な課題の整理を相互に行なう必要がある。				
対応結果					

働きかけ記録票

内務課長 石川 早男

知事	副知事	出納長	都市計画課長	補佐	班長	保	
都市計画課長	事務課長	事務課長	班長	係			
受付日時	平成15年9月3日 10時20分～11時00分						
受付方法及び場所	口面談(場所: ) 電話(場所: 地労委事務局 電話借用 ) ※北庁舎4階会議室で会議中、下記件名にて相手から電話連絡要請があったもの。						
相手方	住所 春野町 弘岡中 162 氏名等 地域雇用対策等連合協議会 代表 石川 早男						
対応職員	所属 土木部都市計画課 職 課長補佐 氏名 横田 和典 職 氏名 件名 春野総合運動公園内への自動販売機設置許可申請について						
働きかけの内容	別紙のとおり						
対応方針	今回の申請案件について、許可要件としてバリアフリータイプなどを採用するものではなく、協力してもらええる範囲にとどめる。提出されている申請書に不備がなければ許可を行う。						
対応結果	平成15年9月3日 16:10 ころ石川氏に電話連絡。 自販機工業会によれば、景観は難しいが景観配慮を行うにあたって日本の風土に合い木々にとけ込み暖かみのある色として、学者の意見などを参考にして決めた。屋内では、壁や床、家具などによって色彩が違ってくるため、この景観対応型は屋外用である。設置実績は把握していないが、京都や鎌倉で設置事例がある。 以上と今回の申請案件は許可する旨を石川氏に伝えた。石川氏からは、ベンダー業者に問い合わせたところ、バリアフリータイプは屋外では雨滴が機械内に浸入するおそれがあり困難だとのこと。省エネについては、申請機種が省エネタイプである。						

平成15年9月9日 対応結果報告

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長				
				所長 業	次長 業	技術次長 業
受付日時	15年 9月 26日 14時 分～ 14時30分					
受付方法及び場所	☑面談(場所:中央林業事務所) ☐電話(場所: ) ☐その他( )					
相手方	住所 氏名等					
対応職員	所属 中央林業事務所 職 所長 職 技術次長 氏名 臼井 裕昭 氏名 甲藤 邦廣 氏名					
働きかけの内容	件名 中央林業事務所が実施した治山工事について 1 「中央林業事務所が実施した治山工事において、大型コンボがいけ込んで、調査するよう」再三電話があった。(9月4日、9月5日、9月11日、9月17日) 2 9月17日、「対応が遅い」と森林局長に電話あり。 3 9月18日、アポなしで来所し、所長が不在であると、森林局長に再度電話。 4 H15年9月26日、アポなしで来所。 5 調査の結果と県の考えについて所長から話す。 9月29日、電話あり。 開示請求をする旨の話があった。					
対応方針	業者への聞き取り調査の結果と当時の書類・写真、担当者からの聞き取り等をもとに、 ・工事中に災害があり、重機が埋没したことを確認したが、掘上げについては確認できなく、埋没したままである可能性があること ・たとえ掘上げが出来て無くても、当時の状況(掘上げは困難)からすれば、やむを得ない措置であったと考えられること ・構造の安全性や経費上は問題のないこと ・災害にあつて掘上げることが出来なかったものであり、産業廃棄物の不法投棄には当たらないと考えられること					
対応結果	上記の方針を所長臼井が、相手方に面談の席において口答で伝えている。 現在、継続中。 平成15年9月29日 対応結果報告 業					

森 /

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長		児林 謙 副部長	
受付日時	15年 9月22日 12時00分～ 12時40分				
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談 (場所: ) <input type="checkbox"/> 電話 (場所: 副部長室 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
相手方	住所 [ ] (大豊町出身) 氏名等 [ ] さん				
対応職員	所属 農林水産部 職 副部長 職 氏名 下條龍二 氏名 氏名				
働きかけの内容	件名 大豊町の自宅の付近の水路の改修 ①県が行った水路改修工事と林道工事の影響で、大豊町の自宅の付近の谷の水が以前よりも増水しやすくなったため、家屋の一部及び農地に浸水の被害がでている。被害が出ないようにしてほしいと耕地課と耕地事務所に前からお願いしているが、対応できないと言われている。なんとかしてほしい。 ②副部長は状況をよくしらないだろうから、説明に行きたいので時間をとってほしい。				
対応方針	①林道は県が行ったものではなく、大豊町が行った集落道整備であり、水利改修も [ ] さんの求めに応じて、大豊町が町単独事業でおこなったもの。これまで、 [ ] さんと大豊町との間で家屋等の浸水について何度も話し合ってきたが平行線のままという経緯がある。事実関係から考えて、県が対応するのは難しい。 ②日程が詰まっているし、24日からは議会中なので、議会会期後にお会いする。				
対応結果	上の方針をその場で電話口で御本人に説明した。御本人はすぐに [ ] に帰る予定なので、また出直してくると返答。 以上の次第を9月22日に耕地課にも連絡。 平成15年9月22日 児林 謙 報告				

対応結果	上記の対応方針に基づき、 [ ] 氏本人に説明をおこない対応ができないことを伝えていま す。 平成15年9月25日 対応結果報告
------	--

働きかけ記録票

中央東耕地事務所

知事	副知事	出納長	農林水産部長	農林水産部副部長	農林水産部副部長
耕地課長 (印)	課長補佐 (印)	課長補佐 (印)	班長 (印)	所長 (印)	次長 (印)
					課長 (印)
					班長 (印)
受付日時	15年 9月16日 14時 分～16時 分				
受付方法	□面談(場所: 大豊町 ) 帰省先 ) □電話(場所: )				
及び場所	□その他( )				
相手方	住所 氏名等				
対応職員	所属 中央東耕地事務所 職 技術次長 職 氏名 山本 雅徳 氏名				
働きかけの内容	<p>件名 自宅の周辺を流れる水路(溪流)の改修要望について</p> <p>1 自宅西側の水路(溪流)を平成13年度に大豊町が町単独事業で施工したコンクリート三面張水路の改善要求</p> <p>2 自宅東側を流れる水路(溪流)の改修要望</p> <p>※ 大豊町が単独事業で実施したもので、国の補助はなく管理も町がおこなっている。なお、この水路の改修にあたっては、町が本人立会のもと納得のうえで改修したものであるが、完成後に本人の考えが変わり要望と異なっていると再改修の要望となっている。</p> <p>※ 氏は、平成8年から長期にわたり個人の要望をとおすため、県営、町営事業に対する苦情と要望を県、町、農林水産省に幾度も働きかけをしている。これに対し各機関で説明と理解を求めてきたが働きかけを止めないものです。</p> <p>1 大豊町が単独事業で施工管理をしている水路であり、県は対応をしません。</p> <p>2 この水路については、県営の地区中山間地域総合農地防災事業で氏本人の同意が得られず実施できなかった経緯がある。なお、この事業は平成10年度に完了をしています。大豊町の対応と経緯から県は対応をしません。</p> <p>※ 今回の2件の要望について、大豊町は畑山町長が本人と面接しこれまでの経緯等から要望には応えられないし、これ以上の関わりをもたないことを伝えている。</p> <p>また、県に該当する制度事業はありません。</p>				
対応方針					

働きかけ記録票

理事	局長	課長	スタッフ長	補佐	チーフ	総務・企画	スタッフ
受付日時	15年 9月 11日 11時00分～11時30分						
受付方法及び場所	■面談 (場所: 県庁 出納課 ) □電話 (場所: ) □その他 ( )						
相手方	住所 高知市南久保68 卸団地1番街 高知県洋菓子協会事務局 氏名等 高知県洋菓子協会相談役 岡崎 通雄						
対応職員	所属 産業技術振興課 所属 出納課物品調達班 職 課長 職 研究開発推進スタッフ 職 班長 職 主任 氏名 岸本 繁一 氏名 山本 浩 氏名 金澤 俊道 氏名 久保 嘉彦						
働きかけの内容	件名 工業技術センターに設置する物品の購入に関して 工業技術センターに更新設置する製パン用の電熱オーブンについて、4月に工業技術センター職員と話し合いをし、業界として、特定機種を望んだ。しかし、購入方法が入札になっており、要望が聞き入れてもらえていない。製菓・製パン業界の要望として、特定機種の機械を随意契約で購入して欲しい。 県: 「機械の機種選定について、利用者の視点での整理が必要である。そのうえで、お答えする。」						
対応方針	9月17日(水) 11:00からの入札を延期する手続きをし、工業技術センターにおいて、機種の再検討をすることとした。						
対応結果	工業技術センターで機種の再検討をしたところ、特定機種の優劣は見受けられなかったため、先方に工業技術センター山崎技術次長が電話で説明し、当初の予定どおり入札により購入することを伝え、先方の了解を得た。(9月12日) 9月17日(水)、出納課に当初の予定どおり入札での購入手続きをした。						

平成15年 9月17日 対応結果報告

産業技術振興課長 研究開発推進課長 補佐 チーフ 係

9月26日の出納課における入札の結果、相手が が落ち、結果的に が落札し、結果的に が落札した。望んでいた機種を購入することになった。

平成15年11月10日 対応結果報告 商1

働きかけ記録票

NO1

知事	副知事	出納長			
部長	副部長	課長	課長補佐	チーフ	
受付日時	平成15年10月24日(金) 15時00分 ~ 18時00分				
受付方法及び場所	☑面談(場所:人権課内) ☐電話 ☐その他( )				
相手方	住所 [REDACTED] 氏名等 [REDACTED]				
対応職員	所属 人権課 職 課長 職 課長補佐 職 まちづくりチーフ 氏名 酒井 正夫 氏名 宮地 一臣 氏名 永吉 郁夫				
働きかけの内容	件名 平成2年度実施の共同作業場敷地整備事業の再調査・確認要請について 当該敷地整備事業の完了後である現在の状況と事業の最終図面とに食い違いが見られる。このことによって、次の疑義がある。 ① 敷地整備事業が適正に実施されていない。土佐町を指導する立場にある県人権課は現地で再調査・確認せよ。 ② 図面は実施図面と変更図面があるが、現地は実施図面とおりにできている。変更図面から判断すると、道路との境界は共同作業場の敷地の中に3メートル数十センチ入ったところになる。 (参考) 事業実施場所:土佐郡土佐町野野 事業実施主体:共同作業場の設置管理者でもある土佐町				
対応方針	① について 事業は適正に執行されているものと判断しており、調査・確認の必要はないと考えている。なお、土佐町に対し、適正に執行されているかどうかの確認を10月27日(月)に行うこととする。 ② について 土佐町としては、町管理地と道路用地との境界は共同作業場のフェンス基礎部分の外側にあると判断していると聞いている。境界は、人権課が判断すべきことではない。				
対応結果	平成15年10月27日(月)に再度来課し、協議することとなった。 平成15年10月24日 対応結果報告				

働きかけ記録票

NO2

知事	副知事	出納長			
部長	副部長	課長	課長補佐	チーフ	
受付日時	平成15年10月27日(月) 13時00分 ~ 17時30分(一時中断あり)				
受付方法及び場所	☑面談(場所:部長室・人権課内) ☐電話 ☐その他( )				
相手方	住所 [REDACTED] 氏名等 [REDACTED] ほか1名・左記以外に参考人として土佐町建設課長和田 啓				
対応職員	所属 企画振興部・人権課 職 部長 職 課長 職 課長補佐 職 まちづくりチーフ 氏名 十河 清 氏名 酒井 正夫 氏名 宮地 一臣 氏名 永吉 郁夫				
働きかけの内容	件名 平成2年度実施の共同作業場敷地整備事業の再調査・確認要請について 平成15年10月30日にも要請があったが、10月24日の内容と同様のため省略(その他過去のいきさつ等を述べる為、長時間となる)				
対応方針	建設課長和田氏から次のコメントがあった。 ●敷地整備事業は最終の変更図面で実施したことに間違いはない。また、敷地整備事業の施行前から存在した構造物の所有者と確認して実施したものである。 注:従前の構造物の上に補強してフェンスを立てている部分がある				
対応結果	土佐町に再度確認したが、敷地整備事業は適正に執行されていると聞いている。改めて現地確認をするかどうかは町の判断。町を飛び越えて県が直接現地確認することにはならない。町が改めて現地調査するということであれば、県としても検討。 ●土佐町への確認事項~31日に建設課長へ確認したところ「町は県からの要請があれば、(現地確認等)」とのことである。 平成15年10月31日 対応結果報告				

要請の主旨は、道路整備に起因する民地との境界の問題であれば、平成14年12月25日付の知事名の書のとおり、本課に依頼して対応できない。

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長				
情報基盤課長 (印)	4-7 (印)	(印)	(印)			
受付日時	15年9月12日 14時20分～14時25分					
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談 (場所: ) <input type="checkbox"/> 電話 (場所: 情報基盤課 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
相手方	住所 高知県議会 次田英宏議員 氏名等					
対応職員	所属 情報基盤課 職 4-7 職 氏名 蒲原 浩 (印) 氏名 氏名					
働きかけの内容	件名 高知県テレビ放送視聴対策事業費補助金交付要綱の見直しについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・2011年にプロダTV放送が終了する</li> <li>・視聴地域でのデジタル対応の方針等が明らかになっていない。</li> <li>・北川村など合併予定のエリアでは、特例償還一年に対象する比率が5%。</li> <li>・それらの間、現用設備を小規模で修理で対応しているが、現在の補助要綱では補助対象となっていない。</li> <li>・北川村から要望(情報基盤課)に要望していると思われ、補助の対象となるよう要綱を見直しほしい。</li> </ul> (別紙にて内容確認中) % 回避措置あり。					
対応方針	・小規模修理は、現行要綱では対応困難である。 ・デジタル化一斉対応までの7年を段階に付しては、「デジタル化に伴う視聴地域」の対策の中で「段階的対応」の地域で対応する。 (田村課長と蒲原 浩 方針確認)					
対応結果	・上記方針について、田村課長が次田議員と電話で連絡し、了解を得る。 7月16日に					

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長	総務部長	副部長	副部長	県政情報課長 中
						公営住宅課長 
受付日時	平成15年9月2日 10時40分～11時40分					
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談(場所: 県民室) <input type="checkbox"/> 電話(場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )					
相手方	住所: [Redacted] 氏名等: [Redacted]					
対応職員	所属 県政情報課 職 チーフ 氏名 田中 宏治		所属 公営住宅課 職 課長補佐 氏名 清岡 洋輔			
働きかけの内容	件名 県営住宅家賃滞納者との和解について					
	<p>(相手方は、ご家族が公営住宅で家賃を滞納し立ち退きを求められ、県との和解を要求したが認められなかった方であり、なぜ和解できなかったか説明せよと度々来庁され、当課のほとんどの職員が対応したことのある方である。相手方の主張は、滞納額がより多額の方と和解し、ご自分のご家族と和解しないのはおかしい。また、滞納せざるを得なかった事情も把握していない。対応が不十分だ、というもの。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先日相手方が提出した公文書開示請求の決定について問い合わせがあり、現在決裁中と回答。</li> <li>○ 県の公文書に誤りがあればどうするかとの問い合わせ。基本的に誤りは無いと思うが、あれば担当課に誤りの内容を伝えて訂正してもらえばいいのではないかと回答。</li> <li>○ 実際に住宅課の文書で誤りがあった。県がうその文書を作って持っても県民にはわからない訂正しようもない、と主張。</li> <li>○ 誤りと知っていて誤った内容の公文書を作ることはない、誤りがあれば指摘して欲しい。 主張されている内容については住宅課に伝えており、当課では対応できない旨説明。</li> <li>○ 県政情報課で対応できないことは分かっている。だが住宅課が対応しないのだから、話の持って行き所が無い旨主張。</li> </ul>					

	<p>(公営住宅課 清岡課長補佐同席)</p> <p>和解した人とご家族との違い(和解しない理由)の説明が無い。当初住宅課は住宅供給公社に話をせよと言うからそうしていたら、滞納の理由も把握していない住宅課の担当が退去せよと言う。</p> <p>県民の立場になって仕事せよと強腕。(多少興奮している)</p> <p>住宅課清岡補佐が、取り扱いが変わったこと、和解した理由については個人情報があり説明できない旨を説明(過去何度も説明している事項)。</p> <p>説明には納得せず、住宅課の担当が差別発言をしたとか、最初来庁したときに説明すべきなのに、いまだに十分な説明が無い旨繰り返す。</p> <p>清岡補佐が説明するも興奮して聞かないので、「昔のことはとりあえずおいておいて、説明を聞いてください」と言ったところ、興奮して体をぶつけてきたうえ手を上げて殴りかかろうとする。</p> <p>清岡補佐が手を押さえて、別室へ連れて行き、下記の対応方針を再度説明。</p>
対応方針	<p>県政情報課: 当課では十分話を聞き、公営住宅課に話を伝えている上、当課ではこれ以上の対応は不可能なことから、公営住宅課に対応してもらうことで対応方針決定済。</p> <p>公営住宅課: 文書による回答もしており、公営住宅課としてこれ以上の説明はできないが、県の回答に不満があるのなら、相手方の信頼できる第三者同席の場で説明し、その意見を聞くことを相手方に提案。</p>
対応結果	<p>県政情報課: 本記録票を公営住宅課と情報共有する。当課としては特に対応しない。</p> <p>公営住宅課: 現在相手方の対応待。</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月2日 対応結果報告</p>

働きかけ集計表(平成15年11、12月分)

働きかけの内容(担当所属及び受付日)	定義による性質別			対 応				
	ア-(7)	ア-(4)	イ	要望等に沿った 方向で対応(一 部対応を含む)	対応は困難	検討課題とする	調査・検討中	県独自の対応
1 三津坂トンネルの新規トンネルの早期着工(室戸土木事務所: H15. 11. 7)			1			1		
2 総合庁舎沿いの道路への防犯用街路灯の設置(高幡福祉事務所: H15. 11. 14)			1	1				
3 甲浦港へのフェリー誘致に係るターミナルの整備(港湾課: H15. 12. 19)			1				1	
4 社会福祉法人の資産の調査(幼保支援課: H15. 11. 17)			1	1				
5 図書「日本経済と成功学」の購入(伊野土木事務所: H15. 12. 11)		1			1			
6 宇佐漁港KoKoマリーナ前面の堆積砂の除去(漁港課: H15. 12. 9)	1			1				
7 国道439号道路敷地と民有地との境界の調査(道路安全利用課: H15. 12. 12)	1				1			
8 県公報に掲載した告示の訂正(政策法制課: H15. 12. 25)	1				1			
9 県道旭停車場線の歩道再整備工事の計画見直し(高知土木事務所: H15. 12. 17)			1		1			
10 民営保育所公営化にあたっての職員雇用(幼保支援課: H15. 11. 13)			1					1
11 民間事業者の産業廃棄物の処理(東部保健所: H15. 11. 20)		1			1			
総務部 1、健康福祉部 1、文化環境部 1、海洋局 1、土木部 4、港湾空港局 1、教育委員会 2								
合計 11件	3	2	6	3	5	1	1	1

# 働きかけ記録票

知事	副知事 出納長	土木課課長 山崎	総務班長 清田	印			
所長 栗	次長 倉	技術次長 山崎	工務課長 木根	用地管理課長 壽	決裁日 H15.11.7	起案日 H15.11.7	起案者 倉
受付日時	平成15年11月7日(金) 午前10時00分～午前11時35分						
受付方法及び場所	■面談(場所: 室戸土木事務所4階会議室) □電話(場所: ) □その他( )						
相手方	住所 室戸市議会議員8名 氏名等 谷口総一郎、沢山保太郎、立石大輔、山本賢智、桜井真善、久保善則、町田又一、山下浩平						
対応職員	所属 室戸土木事務所 職 所長 職 次長 職 技術次長 氏名 山本 深 氏名 白石 文広 長谷部 和英						
働きかけの内容	件名 三津坂トンネルについて (定款の件に該当) 県道権名室戸線の三津坂トンネルについて、新規トンネルの早期着工を要望しに来所した もの。9月29日に土木部長～同様の陳情を行っている。 同トンネルは、昭和46年供用開始以来、車両の大型化に伴い、対面通行がスムーズにでき ないなどの問題が生じており、毎年室戸市から企画建設委員会へも要望が提出されている ものである。 なお、相手方は、今後も室戸市執行部とも連携を密にして要望運動を展開して行く模様で ある。						
対応方針	本年度道路概略設計を行ったので、その成果品であるルート平面図を説明する。 今後の事業の進め方は、本課と協議していく。						
対応結果	上記対応方針を説明する。 平成15年11月7日 回答日時: 平成15年11月7日、回答方法: 口頭 回答職員: 所長 山本 深 所属長 倉 飯						



働きかけ記録票

知事	副知事	出納長	土木部長	総務部長	
					
所長	次長	技術次長	工務二	工務第	地域調整
					
受付日時	H15年12月17日 16時30分～18時10分				
受付方法及び場所	<input checked="" type="checkbox"/> 面談 (場所: 高知市議会棟応接室) <input type="checkbox"/> 電話 (場所: ) <input type="checkbox"/> その他 ( )				
相手方	住所 高知市市議会議員 氏名等 高橋 徹				
対応職員	所属 高知土木事務所 職 地域調整主任 職 工務第二課長 職 工務第三班長 氏名 吉村 浩司 氏名 林 正男 氏名 堀田 龍雄				
働きかけの内容	<p>件名 県道旭停車場線 歩道再整備工事について (定義の件に決り)</p> <p>県が施工を行なおうとしている、県道旭停車場線の歩道再整備工事について、本人が以前から要望を行なおうとしていた内容と異なるため、計画の見直しを求めている。具体的には車道部分を切削することにより根本的な排水機能を確保するよう求めている。事業期間が長くなってもよいから、抜本改良を要求している。</p> <p>これまでの経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・春先(5月頃) 道路安全利用課長より高橋市議の話を一度聞いてあげて欲しい旨連絡があり、事務所にて現在要望活動を行なおうとしている内容について話しを伺った。(対応: 吉村、細川。要望内容: 歩道の整備、車道の切り下げ)</li> <li>・8月に県単独事業の安心安全な歩道再整備事業の予算が確保され、まずは車道切り下げ案も含めた改修計画を数案作製。予算規模を考慮したうえで歩道、縁石を主体とした改修計画内容で、11月17日に地元説明会を開催。一定の理解を得られたので、工事を発注、現在にいたる。</li> <li>・12月11日に本人から電話で担当の武田主査に連絡あり。翌12日に現場で堀田班長と武田主査が市議より要望をうける。 内容: 要望内容が反映されてない。説明会への案内や経過報告もない。年数がかかっても抜本的な改良をやるべきである。</li> <li>・これを受けて、12月17日に再度事務所としての見解を話しに行く。</li> </ul>				

対応方針	地元からの要望もあり、事務所としては一定の予算確保を行なったうえで地元説明会を踏まえて工事を施工しようとしている。現在の財政状況・予算確保の困難性からして、継続的な事業を担保することは困難であり、与えられた、限られた予算のなかで対応可能な対策を展開することしか出来ない旨、回答している。
対応結果	12月17日に話し合いでは、最後にはこの件については、もうこれ以上口を出さないといっていたが、翌18日の午前中堀田班長に電話があり、やっぱり考えていたら寝れないとのことで、再検討を求めている。
	平成15年12月18日  報告 報告結果報告

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長			政策法制課長 チーフ係 ① ②
受付日時	平成15年12月25日13時40分~14時30分				
受付方法及び場所	<input checked="" type="checkbox"/> 面談(場所:ふれあい応接コーナー) <input type="checkbox"/> 電話(場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )				
相手方	住所 [ ] 氏名等 [ ]				
対応職員	所属 総務部政策法制課 土木部道路安全利用課 職 課長 課長補佐 職 道路管理班長 氏名 中澤 純夫 氏名 村木 永政 氏名 入交 隆				
働きかけの内容	件名 県公報に掲載した告示の訂正について (定義の3-1(2)(4)に該当) ・昭和58年に県公報に掲載された本山町での道路共用開始の告示が間違っているので、訂正を求める(道路の境界が間違っている)。 ・県公報を所管する総務部長としての回答を聞きたい。1月7日頃に再訪する。 (※実際は未定です)				
対応方針	今回問題になった告示の内容に関する土佐町での道路沿いの土地の境界についての [ ] 氏と県との争いについては、平成14年12月25日に知事名で [ ] 氏に出した文書により、土佐町での道路沿いの土地の境界争いについては、今後県の責任を申し立てるのであれば、第三者の法的な判断が必要である旨通知している。				
対応結果	・道路安全利用課:土木部としては告示の内容が間違っているとは考えていないし、今後この件については、平成14年の文書のとおり訴訟等に訴えて欲しい。 ・政策法制課:土木部として、告示の内容(図面)に間違いがないと判断している以上、告示の審査を所管する政策法制課としても、県公報の訂正はできない。 公文書規程上も、法令文書としての審査を認められているのであり、明らかに間違っていると判断されるもの以外、事実関係としての図面の正確性についてまでの審査は及ばない。 ※ 高知県公文書規程第25条第2項:規則、訓令、告示その他例規となるものの事案は、政策法制課の法規審査を受けなければならない。				

平成16年1月16日

新長に  
対応結果報告

働きかけ記録票

			代表 ①	記録係 ②	記録係 ③	
受付日時	平成15年12月12日(金)15時15分~15時35分					
受付方法及び場所	□面談(場所:県庁第2応接室)					
相手方	住所 [ ] 氏名等 [ ]					
対応職員	所属 総務部 島中副部長 秘書課大原補佐 人権課 酒井課長 宮地補佐 道路安全利用課 山崎課長 村木補佐					
働きかけの内容	件名 国道439号道路敷地と [ ] 氏所有地( [ ])との境界に関する件 (定義の3-1(2)(4)に該当) (この対応前に川竹特別秘書と面談) ( [ ]) (以前からの主視)丈量図等で道路の位置が川側に3.5メートルずれている。 これについて対応せよ。 (県) この件については、14年12月25日付けの知事名の文書で回答しているとおりである。第三者の判断にゆだねる。 ( [ ]) この文書後に、いろいろやり取りがあっている。文書の後状況が変わっている。 マンホールの件とか、15年5月の土木事務所の文書が出されるなどの経過があり14年12月の文書と考え方が違ってきている。 (県) それは、 [ ] さんが言ってきたことに個別に対応したが、14年12月の文書の方針に変わりがない。 ( [ ]) 町田後援会長にも会って相談して、知事にも会うようにしている。 (県) それは、あくまで政治的なことであるから、 行政としては、14年12月の文書の考え方は変わっていないので、この方針で対応する。					
対応方針	「14年12月の文書の考え方は変わっていないので、この方針で対応する。」と本人に申し渡す。					
対応結果						

平成15年12月13日

所長に  
対応結果報告

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長	土木部課長	経済部長	
			(山崎)	(清田)	(岡田)
所長	次長	技師長	総務課長	総務課長	
(近)	(塚)	(山崎)	(山崎)	(清田)	
受付日時	15年12月11日 9時02分～ 9時20分				
受付方法及び場所	□面談(場所: ) □電話(場所: 所長室)				
相手方	住所 日本国せいしんさ会 高知県本部の支部長 氏名等 はしもと ゆうじ				
担当職員	所属 伊野土木事務所 職 所長 職 職 氏名 入交 栄造 氏名 氏名				
働きかけの内容	件名 「日本経済と成功学」の購入について <定義 アの(イ)に該当>  領土問題を含めて、愛国心を高めていこうという運動をしている「日本国せいしんさ会」高知県本部の支部長をやっている「はしもと」だが、日本経済を立て直すために、中央本部の方で、1冊3万8000円「日本経済と成功学」400ページの文献を刊行した。かなりの割り当てが来ている。県内支部団体24あるのを1本化してお願いしている。1冊だけ受けちゃってこないか。(対応方針によりお断りすると)個人的にお願いしている。買えないのか。支部長を馬鹿にして、無視するのか。事務所に50人ほど若いものを行かしているのか。(繰り返し18分間威圧、そのたび再三再四お断りする)				
対応方針	土木部の「申し合わせ」により購入しない。				
対応結果	H15.12.11「土木部の申し合わせにより購入できません」と言ってお断りした。その後なし。				

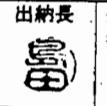
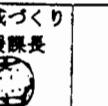
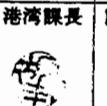
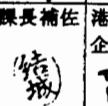
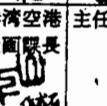
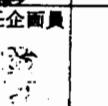
平成15年12月15日 所属長 報告

働きかけ記録票

知事	副知事	出納長	土木部課長	経済部長	建設部長	国土部	部長	副部長
			(山崎)	(清田)	(岡田)	(富)	(新)	(小)
受付日時	15年12月9日 時 分～ 時 分							
受付方法及び場所	□面談(場所: ) □電話(場所: 県庁)							
相手方	住所 氏名等 松山 清一							
対応職員	所属 土木部 職 課長 職 副部長 職 課長 氏名 小倉 倍男 氏名 氏名 氏名 氏名							
働きかけの内容	件名 宇佐漁港KoKoマリーナ前面の砂の堆積について (定義のAの(ア)に該当)  マリナー西側の海浜地の砂が移動してきて、上下架クレーン前面に堆積して、営業できなくなって困っているので、至急取除いて欲しい。 砂浜の養浜は、地元要望と海岸堤(道路護岸)補強のため、県が入れたもので、その為にマリナー前面が埋まったものである。責任は県にあるので至急取除いて営業できるようにしてくれ。							
対応方針	・漁港課に対応策検討指示  この砂浜の保全是、浜遊びなどの海と親しむための憩いの場の確保や13災の道路護岸災害の経緯も踏まえて海岸堤の補強は重要と考えている。 抜本的な対策としては、防砂堤などの施設が必要となるが、当面の対応として、県が現在取組んでいるプレジャーボート対策に民間マリナーもその一翼をになっており、土地(浜)所有者の了解が得られれば、クレーン前の砂を取除き海岸堤前に投入することにより、P. B対策と海岸堤の補強を行う。							
対応結果	・所有者了解(用地への立ち入り及び養浜の同意) 15.12.22 南ビーチパーク宇佐 松山清一 ・対策工事 (有)清水組と隣契 ¥210,000 工期15.12.19～16.1.17 掘削及び運搬 12月末完了 敷き均し 1月6日完了							

平成16年1月7日 新島長に 対応結果報告

働きかけ記録票

知事 	副知事 	出納長 	企画振興部長 	企画振興部副部長 	地域づくり支援課長 
局長 	次長 	港湾課長 	課長補佐 	港湾空港企画課長 	主任企画員 
受付日時	平成15年12月25日午後1時～午後1時30分				
受付方法及び場所	☑面談(場所: 知事室) ☐電話(場所: ) ☐その他( )				
相手方	住所 氏名等 県議会議員 植田壮一郎氏、東洋町長 田嶋裕起氏 東洋町議会議員 櫻井春男氏、東洋町議会副議長 前田和朗氏 東洋町議会フェリー対策特別委員会 委員長 山本作實氏 東洋町企画商工課長 大場正博氏				
対応職員	高知県知事 橋本大二郎	所属 企画振興部 職 部長 氏名 十河 清	所属 港湾空港局 職 局長 氏名 加藤久晶		
同行職員	所属 港湾課 職 課長 氏名 坂本良一	所属 港湾課 職 課長補佐 氏名 結城勢賢	所属 港湾空港企画課 職 課長 氏名 山下敏正		
働きかけの内容	件名 甲浦港へのフェリー誘致への対応 (定義の2-イに該当) ・ 甲浦港にフェリーを誘致するに当たって、ターミナルの整備を町の負担することも検討したが、財政的に困難であるので、県でお願いできないか。 ・ 甲浦港は、高知県の東の玄関口であり、県の観光の窓口となりうるので、交流拠点施設としての活用も考え、整備をお願いできないか。				
対応方針	・ 企画振興部では、地域の活性化に結びつくものであれば、元気のでる市町村総合補助金での対応は検討可能であり、港湾空港局では、不特定多数の方が利用する線地にあるトイレの整備は検討可能である。 ・ 東洋町は、町の負担をできるだけ抑えたい意向である。現時点の県での対応は、前述の内容の検討となるが、フェリー寄港の開始時期(平成16年度予算での対応の可能な時期)によっては、元気のでる市町村総合補助金に加え、起債措置についても検討が可能となる。 今後の対応は、東洋町の検討結果を踏まえたうえで行う。				
対応結果	平成 年 月 日 所属長等に報告				

働きかけ記録票

教育委員会	教育長	教育次長	教育次長
	幼保支援課長 	課長補佐	班長
受付日時	平成15年11月17日 9時00分		
受付方法及び場所	☐面談(場所: ) ☑電話(場所: 幼保支援課) ☐その他( )		
相手方	住所 土佐市高岡町乙229-10 氏名等 土佐市議会議員 中越 靖起		
対応職員	所属 幼保支援課 職 幼保・家庭教育班長 氏名 山崎 生	職 班長 氏名	職 氏名
働きかけの内容	件名 社会福祉法人の資産について (大塚のイ、ク、ロ) ☞ 社会福祉法人の認可要件があるはずだが、登記事項である資産が、法人のものではなく、実質は土佐市のものである。社会福祉法人の資産が市に無償譲渡されている。土佐市児童福祉協会は、法人設立の条件を満たしていないにもかかわらず、補助金の交付を受けているのは、補助金の不正受給にあたり、自分としては告発も検討している。事実関係を内々に調べてほしい。		
対応方針	・ 「内々に調べてほしい」ということにはならない旨伝える。 ・ 法人の資産について事実確認。 法人としての認可要件も満たしているということ ↑		
対応結果	・ 法人資産については、土佐市に事実を確認し、その結果を電話で中越市議に連絡。 平成15年11月21日(金) 所属長等に報告		

働きかけ記録票

局長 	次長 	港湾課長 	課長補佐 	港湾空港企画課長 	主任企画員 
企画振興部長 	副部長 	地域支えり支援課長 			
平成15年12月19日午後4時～午後5時					
☑面談(場所: 港湾空港局長室) ☐電話(場所: )					
☐その他( )					
住所					
氏名等 県議会議員 植田壮一郎氏、東洋町長 田嶋裕起氏 東洋町議会議員 櫻井春男氏、東洋町議会副議長 前田和朗氏 東洋町企画商工課長 大場正博氏					
対応職員	所属 港湾空港局 局長 加藤久晶 氏名	所属 港湾空港局 課長 次長 門田時廣 氏名	所属 港湾空港局 課長 次長 門田時廣 氏名	所属 港湾空港局 課長 次長 門田時廣 氏名	所属 港湾空港局 課長 次長 門田時廣 氏名
働きかけの内容	件名 甲浦港へのフェリー誘致への対応 (定義の2-イに該当) <ul style="list-style-type: none"> <li>甲浦港にフェリーを誘致するに当たって、ターミナルの整備を町の負担ですることとも検討したが、財政的に困難であるので、県でお願いできないか。</li> <li>甲浦港は、高知県の東の玄関口であり、県の観光の窓口となりうるので、交流拠点施設としての活用も考え、整備をお願いできないか。</li> <li>港湾空港局としては、使用料を負担してもらえないこととターミナルの整備はできない。しかし、フェリーが寄港するとすれば、周辺の緑地については、岸壁の整備が優先するが、その後、徐々に整備していくことを検討する。</li> <li>地域の活性化という観点では、漁港課所管の国庫補助事業があるが、事業内容が限られる。</li> <li>地域づくり支援課所管の市町村総合補助金での対応の可能性も検討してみることにし、同日(12月19日)、要望に来局したメンバーは企画振興部長室に移動。門田次長及び道倉主任企画員が同行。</li> <li>十河清企画振興部長及び吉田眞里地域支援づくり課長とともに、前述の要望を受ける(於: 企画振興部長室 午後5時10分～午後5時40分)。</li> <li>その結果、企画振興部では、地域の活性化に結びつく内容であれば、元気のでる市町村総合補助金での対応を検討し、港湾空港局では、不特定多数の方が利用する緑地にあるトイレの整備を検討することとした。</li> <li>なお、要望に来局したメンバーは、同要望を12月25日に知事に行うこととして、その結果及び東洋町の取り組みを踏まえうえで、上記の内容を検討することとなる。</li> </ul>				
対応方針					
対応結果					

平成 年 月 日 所属長等に報告

○日 時：平成15年11月14日 15:45~16:10

議会応接室で面談

○相手方：谷本県議

○対応職員：高橋福祉事務所 所長北村修啓、保健福祉課 チーフ沢田祐司

○件 名：須崎第一総合庁舎にかかる街路灯について

○北村所長

- ・当該庁舎の管理を所管する立場で答える。
- ・申し入れのあった駐車場に関しては、電球を入れ替えるだけでは使用できない。かつて、庁舎南側駐車場に検診車、運転手詰所があり、駐車場灯を使用していたが、今はその必要性がなくなっている。10年ほど前に漏電があり調査したところ、当該街路灯が原因と判明した。また、近所から明るいとの苦情もあった。そのような事情があったため、使用せず放置しているもの。
- ・現状では使用することは不可能。
- ・代案として、隣接する宮尾医院に点灯していない街路灯があるので、町内会として協力してもらい活用できないかと考えている。

○谷本議員

- ・南側の車庫スペースに電気はきているか。

○北村所長

- ・電気はきている。

○谷本議員

- ・本庁舎とメーターはどうなっているか。

○北村所長

- ・同一メーターと思う。

○谷本議員

- ・今の駐車場灯について、修理に経費がかかることは了解した。
- ・県としても、防犯の観点から暗いより明るい方がいいだろう。
- ・駐車場灯の活用がだめなら、駐車場の明かりを外に付けることを、庁舎の管理者として検討してほしい。
- ・もう一回本課に話をするので、上からの指示ということで検討をお願いしたい。
- ・財政的にはささやかなものだと考えている。
- ・町内会の一員として負担すべき。
- ・経費に予算的な制約はあるのか。

○北村所長

- ・庁舎管理の立場で、限られた予算のなか、緊急度の高いものから建築課に要求して修理している。

○谷本議員

- ・所長の判断は了解した。
- ・こちらで話をして、本庁で判断してもらおう。
- ・もう一回現地を見てから本課と話をするので、現場で同席してくれ。

○北村所長

- ・南側駐車場横の袋小路の街路灯は町内会設置か。

○谷本議員

- ・その話については、小野さん（町内会長）からは聞いていない。
- ・11月17日、18:00に現地で状況を確認したい。

- ・県が設置できるかにより西側の街路灯をどうするか検討したい。
- ・四銀は声をかけると、すぐに対応してくれた。
- ・最近、この近辺で、大事には至らなかったが、トラブルがあったので、地域として防犯意識が高まっている。

- ・駐車場灯の復活が無理であることは理解した。
- ・電気はきているので、照明をつけてほしい。
- ・そんなに経費はかからないはず。
- ・現場を確認したうえで、本課に話をする。

働きかけ記録票

(No.1)

知事	副知事	出納長					
報告者 高橋福祉事務所 北村修吾							
受付日時	平成15年11月14日(金) 15時45分～16時10分						
受付方法及び場所	<input checked="" type="checkbox"/> 面談(場所: 県議会1階応接室) <input type="checkbox"/> 電話(場所: ) <input type="checkbox"/> その他( )						
相手方	住所 須崎市池ノ内287 氏名等 谷本 敏明 (高知県議会議員)						
担当職員	所属 高橋福祉事務所 (課)保健福祉課 職 所 長 総務担当チーフ 氏 名 北村 修吾 沢田 祐司						
働きかけの内容	件名 須崎第1総合庁舎沿いの道路に防犯用街路灯を設置することについて (定義のイに該当)						
	経緯 ①庁舎に隣接する町内会の代表・小野時春氏から、公用車駐車場の水銀灯(※)を修繕し、地区の防犯のために点灯してほしいとの要望が口頭であった。庁舎管理上必要性がないこと、仮りに修繕する場合、相当の経費がかかること等の理由をもって、要望には応えられない旨を面談のうえ回答(11/7)した。 (※)10年以上前に設置があり、その水銀灯の点検、修繕費、住民の苦情(夜間点灯)その他を整理し済まなかった経緯がある。 ②11/10に谷本議員から同旨(①)の要請を電話で受け、11/14に同議員と面談する約束を行なった。						
	面談結果(11/14) 要望① 公用車駐車場の水銀灯を地域住民の安全のために点灯してほしい。 (回答)以下の理由を説明し、水銀灯の点灯は困難であることと理解を得た。 ・街路灯は町内会が主体になって設置すべきこと ・庁舎管理上照明灯の必要性がないこと ・水銀灯を修繕する場合、相当の経費がかかること 要望② 「①」が困難であれば(総合庁舎も町内会の一員であるとの考えにたつて)庁舎管理の名目で道路沿いに新たな防犯灯を設置してほしい。 (無回答) 要望③ 本件に関して部(保健福祉課)から庁舎管理者に指示があれば検討してもらいたい。 (回答)部から指示があれば検討するが、庁舎管理者としての方針は変わらない。						
	* 11月14日(金)の面談内容 別添のとおり						

(No.2)

(実態調査) ■公用車出入口付近の状況調査(11/17) 総合庁舎敷地と公用車駐車場は、狭隘な市道で分断されており、公用車の出入りもっぱら市道を横断し、庁舎の通路を経て北側の大通りを利用している現状である。公用車が市道を横断する際の安全対策としてミラーを4機設置しているが、冬場は午後4時過ぎ頃から薄暗く、市道の通行者を確認しづらいという実態が認められた。	
■既存照明灯の試験点灯(11/18) 総合庁舎敷地内の市道に近い位置に自家発電棟があり、この壁面に既設の電灯(A)がある。試験的にこれを点灯したところ、公用車の通路と市道が交差する一帯を照らし、交通安全面での効果が期待できると判断された。	
対応方針 ■電灯(A)の修復、点灯 電灯(A)は照度感知器が故障しており、15年以上も使用していなかったものがあるが、庁舎管理上、前記の状況を改善するためにこれを修復し、速やかに点灯することとする。 * 電灯(A) 40W蛍光管/照度感知器によりON・OFF * 修復経費 照度感知器の取替え 3,000円程度 なお、電灯(A)を点灯することにより、副次的に地域の防犯面にも効果がおよぶことが期待できるものである。	
対応結果 ① 11/25(18:00)に谷本議員、町内会代表・小野氏立会のもとに電灯(A)を点灯し、庁舎管理の目的に沿ったベターな対応方法である旨を説明した。 ② 谷本議員より、電灯(A)は庁舎沿いの市道の一部にしか明かりが及ばないため、同じ自家発電棟にある既設の電灯(B)についても点灯するよう強い要望があった。これについては、庁舎管理上の観点から必要性に乏しいと判断しており、要望には応じられない旨を伝えた。	

平成15年12月 / 日 対応結果報告